

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する 省令（案）について（概要）

令和 6 年 3 月
厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課
化学物質安全対策室

1. 改正の趣旨及び内容

- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 112 号。以下「家庭用品規制法」という。）第 4 条第 1 項において、厚生労働大臣は、保健衛生上の見地から、厚生労働省令で、家庭用品を指定し、その家庭用品について、有害物質の含有量、溶出量又は発散量に関し、必要な基準（以下単に「基準」という。）を定めることができることとされており、基準については、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和 49 年厚生省令第 34 号。以下「施行規則」という。）第 1 条及び別表第 1 において定めている。
- トリス(2, 3-ジブロムプロピル)ホスフェイト（以下「TDBPP」という。）及びビス(2, 3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物（以下「BDBPP 化合物」という。）は共に防炎加工剤として使用される化学物質であり、現在、施行規則において、繊維製品のうち寝衣、寝具、カーテン及び床敷物に対して、「検出されないこと」が基準とされている。
- これらの 2 物質に係る公定試験法の改正が予定されているところ、公定試験法の改正後も現行試験法の検出限界と同水準の基準を設定するため、現行試験法の検出下限値に相当する値を基準として設定することとする。具体的には、TDBPP については「試料 1 g あたり 8 µg 以下であること。」、BDBPP 化合物については「試料 1 g あたり 10 µg 以下であること。」に基準を変更することとし、施行規則について所要の改正を行う。

2. 根拠法令

家庭用品規制法第 4 条第 1 項

3. 施行期日等

- 公布日：令和 6 年 7 月（予定）
- 施行日：令和 7 年 4 月 1 日